

第2回パブリックコメントの結果と定款等規則の改訂案

WGでは本学会の法人化について検討をすすめ、その一環として2020年2月17日から4月17日まで、および7月20日から8月31日まで、2回にわたり会員各位からパブリックコメントをつりました。ご協力いただいた方々には、あらためて御礼を申し上げます。このたび、第2回にお寄せいただいたご意見をふまえて「【ver. 3】定款等規則（案）」を作成しました。【ver. 2】定款等規則（案）からの主な変更点について説明します。

1. 定款の主な変更点

- ・第3条（目的及び事業）の(5)：パブリックコメントにそって事業の範囲を拡大し、「国内外における関連学会との連絡」を「国内外における関連学術団体との連絡・連携」に改めました。
- ・第11条（代議員の定数）：「40名以上60名以内」を「30名以上70名以内」に修正しました。本学会の会員数は約1500名、代議員は50名で、会員30名に代議員1名の割合です。単純に計算すれば、原案は会員数が1200～1800名に、改訂案は900～2100名に対応します。定款の変更には手続きと費用を要することから、定款の持続性を高めました。
- ・第22条（議決権の代理行使）：定款には書面を提出するという規定がいくつかあり、パブリックコメントにそって「書面」を「書面又は電磁的方法（電磁的記録）」に改めて利便性を高めました。この事項に関する電磁的方法の規定は法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）の第50条3にあり、それと同文を第2項に追加しました。
- ・第23条（書面による議決権の行使）と第24条（電磁的方法による議決権の行使）：上と同趣旨ですが、代議員総会において対面を回避する規定を新設しました。法人法の第51条1および第52条1と同文です。これにより、以降の条番号を先送りしました。
- ・第26条（議事録）の2：パブリックコメントにそって「記名押印」を「署名又は記名押印」としました。今後想定される押印の廃止や電子署名の普及に対応するものです。定款の附則の末尾にも「記名押印」があり、同様に修正しました。
- ・第37条（理事会の種類及び開催）3の(2)：上述のパブリックコメントにそって「書面」を「書面又は電磁的方法」に修正しました。
- ・附則：定款等の本体部分は社団法人の日常的な運営について規定しますが、附則では、社団法人の設立と、前身となる組織（現行の学会）との関係を規定します。とりあえず記述してありますが、法人化の時期が、本学会の選挙がある西暦の奇数年か、それが無い偶数年かによって変更されます。

2. 代議員選挙規則・役員候補者選出規則の主な変更点

- ・書面と文書の統一：定款では法人法に準拠して書面の語を用います。一方、標記の2つの規則では文書の語が使われています。ウェブの説明（贈る言葉情報館）によれば両者は意味が異なり、書面は書かれた文字と趣意を、文書は書かれた文字と紙をさすようです。

学会にとってこの差異は重要ではなく、用語のちがいによる後日の混乱を避けるため、下記のように統一しました。

- ・電磁的方法の併用：前述のパブリックコメントにそって、以下の条文にある「文書」を「書面又は電磁的方法」に変更しました。代議員選挙規則第8条4（当選人に就任の承諾を求める連絡）、同第9条（代議員の氏名等を選挙管理委員長から会長に報告）、役員候補者選出規則第7条5（当選人に就任の承諾を求める連絡）、同第8条（役員候補者の氏名等を選挙管理委員長から会長に報告）。

3. 全般的な表現の変更点

- ・接続詞の統一：「または」を「又は」に、「および」を「及び」などとして、定款、会則、代議員選挙規則、役員候補者選出規則の表現を統一しました。

4. 今後の活動予定

定款等規則は今回のものを学会の最終案にしたいと考えています。法人への移行は2020学会年度に開始する予定でしたが、コロナ禍などにより次年度以降に先送りされました。今後の計画はブリテン第173号などをご参照ください。WGでは、法人化による事務局業務の変更点の整理などを進めて、法人への円滑な移行をめざします。